

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 告示

### 目次

ページ

鳥獣保護区の指定(八五六・自然保護課).....	1
鳥獣保護区の存続期間更新の更新(八五七・自然保護課).....	2
鳥獣保護区特別保護地区の指定(八五八・自然保護課).....	7
休猟区の指定(八五九・自然保護課).....	8
銃猟禁止区域の指定(八六〇・自然保護課).....	13
指定猟法禁止区域の指定(八六一・自然保護課).....	15

## 告 示

秋田県告示第八百五十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
八郎潟西部鳥獣保護区	南秋田郡大潟村字西地内の村道大潟西部線と県道男鹿八竜線との交点を起点とし、同村道を南西に進み県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進し西部承水路右	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日	一 指定区分 集団渡来地 二 指定目的 当該地域は、八郎潟西部の残

荒瀬鳥獣保護区	北秋田郡阿仁町小沢地内荒瀬川と町道小沢三枚線との交点を起点とし、同町道を東進し芝森山尾根筋との交点に至り、同尾根筋を南西に進み標高六百六十メートル地点から南進し芝森三角点を経て古河林業株式会社作業道に至り、同作業道を北東に進み稜線との交点に至り、同稜線を南進し幸屋地区作業道に至り、同作業道を南進し林道幸屋線に至り、同林道を西進し佐山川に至り、佐山川に沿って北進し荒瀬川との交点に至り、同交点を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで	一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、二本の川が流れ、水場が豊富であり、また、針葉樹及び広葉樹が生育する山林であり鳥獣の生息及び繁殖に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。	岸堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み大潟草原鳥獣保護区の境界に至り、同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	で
---------	---	----------------------------	---	---	---

秋田県告示第八百五十七号  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八  
 条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十六年十一  
 月一日から施行する。  
 平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
浦支内鳥 獣保護区	北秋田郡森吉町小又地内林道浦 支内支線（南側）の終点を起点と し、二又沢と浦支内沢の稜線を東 進し源五郎岳三角点に至り、これ より国有林と民有林の境界に沿っ て稜線を北西に進み林道浦支内線 の終点（北側）に至り、同林道を 南西に進み浦支内と牧の岱の字界 に至り、同字界を南東に進み起点 に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で	一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 針葉樹及び広葉 樹の混交林であ り、また、沢が 散在しているた め水場が豊富で あり、鳥獣の生 息及び繁殖に適 していることか ら、当該地域に 生息する鳥獣の 保護を図る。
小茂内鳥 獣保護区	大館市大茂内地内の大茂内橋を 起点とし、茂内沢を約四百メート ル北進し同沢と大茂内沢との間の 稜線を北進し国有林界に至り、国 有林と民有林との境界を南進し茂 内沢に至り、同沢を約二キロメー トル下った地点より同境界を北東 に進み山道との交点より高倉山か ら鍋越山三角点に至る稜線を南進	平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で	一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 区域の中央を茂 内沢が、南方を 長木川が流れ豊 富な水場があ

倉ノ山鳥 獣保護区	北秋田郡森吉町寄延地内の寄延 沢林道入口を起点とし、同林道を 南進し、左折し及び西進し大森林 道と倉ノ沢林道との間の稜線との交 点に至り、同稜線を北進し倉ノ沢 林道に至り、同林道を北進し町道 栄線に至り、同町道を東進し国道	平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で	一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 針葉樹及び広葉 樹の混交林であ り、また、保安 林に指定されて おり林相が適正 に管理されてい るため、鳥獣の 生息及び繁殖に 適していること から、当該地域 に生息する鳥獣 の保護を図る。
独鈷鳥獣 保護区	北秋田郡比内町独鈷字日詰地内 の県道比内大葛鹿角線と炭谷川と の交点を起点とし、同県道を南東 へ進み犀川右岸に至り、同川右岸 を北西に進み水田と山林界に至 り、同界を東南に進み起点に至る 線に囲まれた一円の区域	平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で	一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 両側を川に囲ま れ豊富な水場が あり、また、針 葉樹及び広葉樹 が生育する山林 であり、鳥獣の 生息及び繁殖に 適していること から、当該地域 に生息する鳥獣 の保護を図る。

<p>達子森鳥 獣保護区</p>	<p>仏社沢鳥 獣保護区</p>	<p>百五号線に至り、同国道を東進し て起点に至る線に囲まれた一円の 区域</p>
<p>北秋田郡比内町達子地内の町道 達子森大館線と町道扇田板戸線と の交点を起点とし、同町道を西進 し町道達子森球場八子公荘線との 交点に至り、同町道を北進し比内</p>	<p>北秋田郡上小阿仁村仏社地内の 村道上小仏社大岱線と林道仏社線 との交点を起点とし、同林道を南 進し折渡地内の歩道に至り、同歩 道を南東に進み上小阿仁村と同郡 阿仁町との境界に至り、同境界を 北進し県道福館阿仁前田線に至 り、同県道を西進し村道上小仏社 大岱線を経て起点に至る線に囲ま れた一円の区域</p>	<p>り、また、沢が 散在し水場も豊 富であり、鳥獣 の生息及び繁殖 に適しているこ とから、当該地 域に生息する鳥 獣の保護を図 る。</p>
<p>平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま</p>	<p>平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息 地 二 指定目的 当該地域は、 針葉樹及び広葉 樹の混交林であ り、また、その 付近をを仏社川 が流れ、多くの 沢が点在してい るため水場が豊 富であり、二ホ ンカモシカ等多 様な鳥獣が生息 していることか ら当該地域に生 息する鳥獣の保 護を図る。</p>
<p>一 指定区分 身近な鳥獣生 息地 二 指定目的 当該地域は、</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生 息地 二 指定目的 当該地域は、</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生 息地 二 指定目的 当該地域は、</p>

<p>北欧の杜 鳥獣保護 区</p>	<p>町と大館市との境界を越え市道仁 井田釣田線に至り、同市道を北進 し市道片貝線との交点から二井田 スキー場境界を東進し比内町釣田 地内の森下幹線排水路との交点に 至り、同水路を南進し町道扇田板 戸線に至り、同町道を西進し起点 に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>北秋田郡合川町梅栄地内の町道 大野台線と町道大野台中央線との 交点を起点とし、同地点を南東に 進み町道上杉梅栄線との交点に至 り、同地点を北東に進み北欧の杜 管理道を経て町道大野台幹線に至 り、同町道を南東に進み農道に至 り、同農道を東進し合川町と森吉 町との境界に至り、同境界を北進 し町道大野台線に至り、同町道を 南西に進み起点に至る線に囲まれ た一円の区域</p>	<p>針葉樹及び広葉 樹の混交林であ り、また、その 付近を犀川が流 れ水場が豊富で あり、鳥獣の生 息に適している ことから当該地 域に生息する鳥 獣の保護を図る とともに市街地 に隣接している ことから自然と の触れ合い及び 鳥類の観察等の 環境教育の場と して活用を図 る。</p>
<p>平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で</p>	<p>平成十六年 十一月一日 から平成二 十六年十月 三十一日ま で</p>
<p>一 指定区分 身近な鳥獣生 息地 二 指定目的 当該地域は、 中心部が北欧の 杜公園として整 備が図られ、沼 が散在し、水場 が豊富であり、 多様な鳥獣の生 息に適している ことから、当該 地域に生息する 鳥獣の保護を図 るとともに、自</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生 息地 二 指定目的 当該地域は、 中心部が北欧の 杜公園として整 備が図られ、沼 が散在し、水場 が豊富であり、 多様な鳥獣の生 息に適している ことから、当該 地域に生息する 鳥獣の保護を図 るとともに、自</p>

<p>水林鳥獣保護区</p>	<p>大滝山鳥獣保護区</p>	
<p>本荘市出戸町地内の国道七号線と国道百七号線との交点を起点とし、同国道を東進し市道鶴沼薬師堂線との交点に至り、同市道を南</p>	<p>秋田市上新城道川地内の市道道川線と林道湯の沢線との交点を起点とし、同市道を東進し林道道川線に至り、同林道を北東に進み道川大滝に至り、同滝より大滝山に向かう稜線を南東に進み大滝山山頂に至り、同山頂より稜線を西進し林道長田線に至り、同林道を西進し林道東台線に至り、同林道を西進し、湯の沢に至り、同沢を北進し道川左岸に至り、同川左岸を東進し林道湯の沢線との交点に至り、同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>然との触れ合い並びに鳥類の観察等の環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、秋田市北東部に位置し、市街地から近く市民の憩いの場となっており、また、広葉樹林が広がり、大滝沢用水池及び大滝山を含み、多様な鳥獣の生息地に適していることから当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合い及び鳥類の観察等の環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的</p>
<p>田沢湖鳥獣保護区</p>		<p>進し東日本旅客鉄道株式会社羽越線矢鳥街道踏切に至り、線路沿いを南西に進み市道本荘西目線との交点に至り、同市道を北西に進み町道海士剥瀬袋線との交点に至り、同町道を北西に進み国道七号線に至り、同国道を北進し町道海士剥一号线との交点に至り、同町道を北西に進み連続する町道海士剥二号线を北西に進み町道出戸海士剥線との交点に至り、同町道を北進し国有林界に至り、同境界を北西に進み西目川河口右岸に至り、日本海汀線を北進し子吉川河口との交点に至り、同川左岸を東進し国道七号線に至り、同国道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>仙北郡田沢湖町春山地内の県道田沢湖西木線の田沢湖県立自然公園標識を起点とし、これより稜線を南進し山伏峠を経て国有林秋田森林管理署事業区千百六十二林班と千百六十三林班との林班界に至り、同林班界を北西に進み同千百六十二林班と民有林との境界に至り、同境界を北進し県道田沢湖畔線から山伏峠を経て生保内発電所に至る山道との交点に至り、同山道を北西に進み同県道との交点に至り、同県道を西進し町道柴倉線との交点に至り、同町道を南東に進み国有林秋田森林管理署事業区千百六十四林班と千百六十五林班</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>三十一日まで 当該地域は、松及び広葉樹が生育し、また、周辺には散策路が整備されており、多様な鳥獣の生息に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的な巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>
<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、冬期間田沢湖に多くのカモが渡来し、また、同湖の周囲を取り囲む山林は多様な野生鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的</p>

<p>との林班界に至り、同林班界を南進し柴倉峠に至り、これより稜線を北西に進み院内岳山頂を経てさらに稜線(四百九十一メートル三角点、五百四十七メートル三角点及び、五百三十四メートル三角点)を北進し高鉢山山頂を経て南東に進み笹森山山頂を経てさらに稜線を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、山林、河川の合流点等多様な自然環境が存在し、多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>姫神鳥獣保護区 仙北郡神岡町神宮寺地区の国道十三号線と県道神岡南外東由利線との交点を起点とし、同国道を南東に進み大曲市道花館中央西線との交点に至り、同市道を南進して雄物川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南東に約千二百メートル進み中島樋管に至り、同樋管から南西に進み市道蛭川浜町線に至り、同市道を南西に進み姫神橋を経て雄物川左岸堤防に至り、同堤防を北西に進み国道百五号線との交点に至り、同国道を南西に進み市道上屋敷二号線との交点に至り、同市道を西進して市道蛭川中央線との交点に至り、同市道を南進して市道蛭川南外線との交点に至り、同市道を西進し市道キャンプ場線との交点に至り、同市道を南進し市道蛭川南外線との交点に至り、同市道を北西に進み仙北郡南外村道南外九号線に至り、同村道を西進し県道神岡南外東由利線との交点に至り、同県道を北東に</p>		

<p>滝ノ沢鳥獣保護区</p>	<p>仙北郡南外村字滝中田表地内の県道湯又前田線と村道田尻一号線との交点を起点とし、同村道を北東に進み村道南外二十号線との交点に至り、同村道を南東に進み平鹿郡大森町との境界に至り、同境界を南進及び西進し同県道との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、奥山集落及び背後の起伏の緩やかな山林で構成されており、多様な鳥獣の生息に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>唐松山鳥獣保護区</p>	<p>仙北郡協和町上淀川地内の国道十三号線と国道三百四十一号線との交点を起点とし、同国道を西進し町道和田向合貝線との交点に至り、同町道を北西に進み町道蟬ヶ森向合貝線に至り、同町道を北東に進み国道十三号線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 身近な鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、市街地及び川を挟んだ山林とで構成され自然公園において野鳥を観察できることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
<p>坂ノ下鳥</p>	<p>平鹿郡雄物川町大沢坂ノ下地内</p>	<p>平成十六年</p>	<p>一 指定区分</p>

<p>区 矢地ノ沢 鳥獣保護</p>	<p>雄勝郡雄勝町秋ノ宮地内の国道百八号線と町道矢地ノ沢線との交点を起点とし、同町道を東進し国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区三十二林班界に至り、同林班界を西進し同国道との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は広葉樹林及び針葉樹林等林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤ</p>	<p>獣保護区</p>	<p>の国道百七号線と町道鍛冶台線との交点を起点とし、同町道を南西に進み同町道と連続する林道鍛冶台線に至り、同林道を南西に進み由利郡東由利町との境界に至り、同境界を北西に進み林道外稜作線との交点に至り、同林道を北方に進み国道百七号線に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>森林鳥獣生息地 一 指定目的 当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林等林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣の生息に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的な巡視を行い、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 また、自然との触れ合いふれあいの場及び環境教育・学習の場として活用を図る。</p>
----------------------------	---	-----------------------------------	---	-------------	---	------------------------------	--

<p>槻沢鳥獣保護区</p>	<p>雄勝郡雄勝町下院内地内の千福寺踏切を起点とし、町道槻沢線を南東に進み槻沢溜池に至り、同溜</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地</p>	<p>太平山鳥獣保護区</p>	<p>雄勝郡羽後町字山ノ口地内の県道鴻屋桮線と町道太平山線との交点を起点とし、同町道を北進し尼沢に向かう歩道との交点に至り、同歩道を北西に進み町道釜沢線との交点に至り、同町道を北西に進み町道尼沢東線との交点に至り、同町を北進し同町道の終点に至り、同終点から沢を北東に進み森林計画図羽後町百三十五林班界に至り、同林班界の稜線を南東に進み沢に達し、稜線に沿った上釜沢山保安林界を南東に進み森林計画図羽後町七十四林班界に至り、同林班界を北進し太平山神社に至り、同神社から稜線を四百メートル南東に進み沢に至り、同沢を三百五十メートル東進し森林計画図羽後町七十三林班界に至り、同林班界を南進し県道鴻屋桮線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林等林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキ等多様な鳥獣の生息に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
----------------	---	------------------------	---------------------------	-----------------	--	-----------------------------------	--

<p>池から水源かん養保安林との境界を南西に進み、陵森三角点に至り、同三角点から国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区七十一林班界を北西に進み、槻ノ木山に至り、稜線を北進し湯ノ尻山三角点を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>十六年十月三十一日まで</p>	<p>二 指定目的 当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林等林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキ等多様な鳥獣の生息に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>	<p>栗駒鳥獣保護区 雄勝郡東成瀬村所在の国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区十三林班及び十四林班並びに雄勝郡皆瀬村所在の国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区三十二林班から六十林班までの区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 大規模生息地 二 指定目的 当該地域は、冷温帯林等が存在する地域であり、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及び大型鳥獣が多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。</p>
--	--------------------	---	---	-----------------------------------	---

秋田県告示第八百五十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
<p>仏社沢鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>仏社沢鳥獣保護区のうち、県道福館阿仁前田線と林道仏社沢線との交点から同県道を約一キロメートル進んだ地点より同県道を二キロメートル東進し及び南進し、北西方向の稜線を一・二キロメートル進み同県道に囲まれた区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 天然の広葉樹林の生育状況が良好で、鳥獣の生息繁殖に特に適していることから、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>
<p>田沢湖鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>田沢湖鳥獣保護区のうち、県道田沢湖畔線と国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区六十六林班との交点を起点とし、同林班と民有林との境界を東進し同林班の一・は小班とに小班との小班界に至り、同小班界を南東に進み県民の森との境界に至り、同境界を南進しに小班とへ小班との小班界に至り、同小班界を北東に進みほ小班とへ小班との小班界に至り、同小班界を東進しさらにほ小班とち小班・り小班・ぬ小班との小班界を東進し、及び北進し民有林との境界に至り、同境界を東進し、及び南進し五百六十五メートル三</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 田沢湖鳥獣保護区のうち東部のスギ林等は、鳥獣の生息に特に適していることから当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>

<p>滝ノ沢鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>姫神鳥獣保護区特別保護地区</p>	
<p>滝ノ沢鳥獣保護区のうち、村道南外二十号線と林道深沢線との交点を起点とし、同村道を南東に進み平鹿郡大森町との境界に至り、同境界を南進し、及び西進し林道百三十四号線との交点に至り、同林道を北東に進み林道深沢線との交点に至り、同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>姫神鳥獣保護区のうち大曲市花館地内の伊豆山を中心とした秋田県雄物川地域森林計画区大曲市四十二林班及び四十三林班の区域</p>	<p>角点を経て国有林秋田森林管理署事業区百六十二林班と民有林との境界に至り、同境界を西進し同県道との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	
<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 夏見沢から勝軍山にかけての郡境部分は、多様な植物が混在しており、鳥獣の生息に適していることから当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 姫神鳥獣保護区のうち中央部のスギ林等は、鳥獣の生息に適していることから当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>	

<p>栗駒鳥獣保護区特別保護地区</p>	<p>太平山鳥獣保護区特別保護地区</p>
<p>栗駒鳥獣保護区のうち雄勝郡東成瀬村所在国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区十三林班のへ小班、へ一小班及び、へ二小班、並びに十四林班イ小班、及びイ一小班並びに雄勝郡皆瀬村所在の国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区四十九林班、及び五十林班の区域</p>	<p>太平山鳥獣保護区のうち雄勝郡羽後町田代七曲山四番地の二及び六番地の区域</p>
<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>
<p>一 指定区分 大規模生息地 二 指定目的 猛禽類、大型のほ乳類等多様な鳥獣が生息する中核的な地域は、多様な植物が混在していることから、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>	<p>一 指定区分 森林鳥獣生息地 二 指定目的 天然の広葉樹林等は、鳥獣の生息に適していることから当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。</p>

秋田県告示第八百五十九号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成十六年十一月一日から施行する。  
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城



名称	区 域	存続期間
田代平休獵区	鹿角市十和田大湯地内の国道四百五十四号線と県道田代平大清水線との交点を起点とし、同国道を北進し青森県との県境に至り、同県境を東進し、及び南進し林道小国線に至り、同林道を北西に進み同県道との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで
鉄鉢森休獵区	鹿角市八幡平地内の県道根瀬長去沢線と市道桃枝線との交点を起点とし、同県道を南進し市道小割沢幹線との交点に至り、同市道を南西に進み市道馬見平線に至り、同市道を南進し農道馬見平線に至り、同農道を西進し小堀内沢に至り、同沢を西進し林道夜明島線に至り、同林道を北進し市道桃枝一号线に至り、同市道を北東に進み市道桃枝線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで
相内休獵区	鹿角郡小坂町地内の国道二百八十二号線と町道野口一号线との交点を起点とし、同国道を北西に進み秋田県と青森県との県境に至り、同県境を北進し馬糞森山山頂を経て国有林十和田事業区十六林班と十七林班との林班界に至り、同林班界を南東に進み同町道との交点に至り、同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで
支根刈沢休獵区	大館市雪沢地内の県道大館十和田湖線と市道二ツ屋線との交点を起点とし、同市道を北進し市道支根刈沢線との交点を経て国有林林道鯉沢線との交点に至り、同林道を北東に進	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

今泉休獵区	北秋田郡鷹巣町前山地内の国道七号線と北秋田郡と山本郡の境界との交点を起点とし、同境界を北進し、及び東進し町道坊沢前山線との交点に至り、同町道を南東へ進み町道前山堤防線との交点に至り、同町道を南進し町道旧国道七号前山線との交点に至り、同町道を西進し国道七号線に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで
坊川休獵区	北秋田郡鷹巣町字七日市地内の町道七日市松沢線と林道根小屋沢線との交点を起点とし、同林道を東進し、及び北進し町道四渡坊山線との交点に至り、同町道を東進し国道二百八十五号線との交点に至り、同国道を東進し北秋田郡鷹巣町と同郡比内町の境界との交点に至り、同境界を南東に進み林道奥見内線との交点に至り、同林道を西進し町道七日市松沢線との交点に至り、同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで
泥繁沢休獵区	北秋田郡比内町大葛地内の県道比内森吉線と林道芦内沢線との交点を起点とし、同林道を西進し国有林林班界を経て北秋田郡比内町と鹿角市の境界との交点に至り、同境界を南進し同町と同郡森吉町の境界との交点に至り、同境界を西進し県道比内森吉線との交点に至り、同県道を東進し国有林七十林班との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで

<p>柴倉岳休獵区</p>	<p>北秋田郡森吉町平田地内の林道六郎沢線と林道種ヶ沢線との交点を起点とし、同林道を東進し山道を経て北秋田郡森吉町と鹿角市との境界との交点に至り、同境界を南東に進み三又森山頂へ至り、同山頂から同町、同市、仙北郡田沢湖町との境界を西進し柴倉岳山頂に至り、同山頂から国有林二十林班の林班界に沿って北進し、国有林二十一林班の林班界との交点に至り、同林班界を西進し土沢との交点に至り、同林班界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>白解森休獵区</p>	<p>北秋田郡阿仁町比立内地内の林道小岱倉線と県道河辺阿仁線との交点を起点とし、同林道を南東に進み、及び南進し中ノ又沢左岸との交点に至り、同沢左岸を南進し同町と河辺郡河辺町との境界との交点に至り、同境界を北西に進み県道河辺阿仁線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>岩野目休獵区</p>	<p>北秋田郡田代町長坂坂地内の国道七号線と町道早口線との交点を起点とし、同町道を北西に進み町道岩野目二号線との交点に至り、同町道を北東に進み十ノ瀬山山頂に至り、同山頂より林道蛭沢千歳線に至る山道を北東に進み同林道に至り、同林道を南東に進み県道花岡越山早口線との交点に至り、同県道を南進し旧森林軌道岩瀬沢線跡との交点に至り、同森林軌道跡を北西に進み下岱発電所送水路との交点に至り、同送水路を北西に進み林道倉ノ下線との交点に至り、同林道を南進し町道赤坂下線及び農道比立内線を経て国道七号線との交点に至り、同国道を南西に進み</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>与左衛門山休獵区</p>	<p>北秋田郡上小阿仁村萩形地内の小阿仁川と樽沢との交点を起点とし、同沢を東進し同村と同郡阿仁町との境界に至り、同境界を南西に進み北秋田郡と河辺郡との境界に至り、同境界を西進し太平山山頂に至り、同山頂から大旭又沢を北東に進み旭又沢を経て小阿仁川との交点に至り、同川を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>鯉川休獵区</p>	<p>山本郡琴丘町鹿渡地内の民有林道琴丘稜線と県道琴丘上小阿仁線との交点を起点とし、同県道を東に進み県道能代五城目線との交点に至り、同県道を南に進み町道入通川代線との交点に至り、同町道を南西に進み町道沢部環状線との交点に至り、同町道を北西に進み同林道との交点に至り、同林道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>荷上場休獵区</p>	<p>山本郡二ツ井町種地内の国道七号線と県道小滝二ツ井線との交点を起点とし、同県道を北に進み国有林道梅内線との交点に至り、同林道を北に進み北秋田郡藤里町との境界に至り、同境界を南東に進み県道西目屋二ツ井線との交点に至り、同県道を南に進み国道七号線との交点に至り、同国道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>石川休獵区</p>	<p>山本郡峰浜村石川地内の県道常盤峰浜線と村道石川幹線一号線との交点を起点とし、同村道を北東に進み民有林道米代線に至り、同林道を北東に進み作業道夏井沢線に至り、同作業道を南西に進み開拓農道に至り、同農道を南西に進み県道常盤峰浜線に至り、同県道を</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>域</p>	<p>を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>太平休猟区</p>	<p>薬師赤倉山休猟区</p>	<p>大又休猟区</p>	<p>日住山休猟区</p>	<p>小滝休猟区</p>
<p>を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>秋田市太平中関地内の県道秋田岩見船岡線と市道平形井関沢線との交点を起点とし、同県道を東進し秋田市と河辺郡河辺町との境界に至り、同境界を南西に進み中関県営林と寒川県営林との境界に至り、同境界を北西に進み市道平形井関沢線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>南秋田郡五城目町薬師赤倉国有林二千一林班から二千五林班までの区域</p>	<p>河辺郡河辺町所在の秋田森林管理署秋田事業区二百六十四林班から二百六十七林班までの区域</p>	<p>本荘市万願寺地内の国道百七号線と県道本荘大内線との交点を起点とし、同県道を北東に進み国有林道小友線との交点に至り、同林道を東進し本荘市と由利郡大内町との境界に至り同境界を南東に進み沢に至り、同沢筋を南西に進み民有林道鬼倉山線との交点に至り、同林道を北西に進み市道滝ノ沢本線との交点に至り、同市道を南西に進み同国道との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡金浦町大竹地内の町道大竹象潟線と県道上郷仁賀保線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道小滝長岡線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡金浦町大竹地内の町道大竹象潟線と県道上郷仁賀保線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道小滝長岡線との交点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>で</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>域</p>	<p>を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>西目休猟区</p>	<p>虚蔵岳休</p>	<p>仙北郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同林道を南東に進み市道由利原線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>仙北郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>仙北郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>り、同町道を南進し県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を南西に進み県道鳥海公園小滝線との交点に至り、同県道を南進し町道上浜上郷線との交点に至り、同町道を南西に進み町道上浜内郷線との交点に至り、同町道を南西に進み国道七号線との交点に至り、同国道を北進し町道鳥屋森二号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道関上郷線との交点に至り、同町道を北東に進み町道長坂線との交点に至り、同町道を西進し県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を北西に進み町道荒屋妻狐森線との交点に至り、同町道を北西に進み町道浜山線との交点に至り、同町道を北進し町道瀧見町線との交点に至り、同町道を東進し町道能因島線との交点に至り、同町道を北西に進み町道大飯郷線との交点に至り、同町道を北東に進み町道向山線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大竹象潟線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>由利郡西目町中沢地内の町道田高中沢線と町道かしわ温泉線との交点を起点とし、同町道を東進し民有林道中沢線との交点に至り、同市道を南進し町道四角井戸線との交点に至り、同町道を南西に進み県道冬師西目線との交点に至り、同県道を北西に進み町道大森一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道大森台線との交点に至り、同町道を北進し町道田高中沢線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>で</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>猟区</p>	<p>館線と町道土川線との交点を起点とし、同町道を北西に進み県道水沢西仙北線との交点に至り、同県道を北東に進み町道楯越生内線との交点に至り、同町道を北東に進み町道心像線との交点に至り、同町道を東進し町道中畑杉沢線との交点に至り、同町道を南東に進み心像鳥獣保護区の境界に至り、同鳥獣境界を東進し仙北郡西仙北町と同郡角館町との境界に至り、同境界を南進し同郡西仙北町と同郡中仙町の境界に至り、同境界を南進し県道土川中仙線との交点に至り、同県道を西進し県道本荘西仙北角館線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>黒森山休猟区</p>	<p>入角休猟区 仙北郡角館町白岩地内の町道町後前郷線と県道大曲田沢湖線との交点を起点とし、同県道を北進し町道抱返線との交点に至り、同町道を東進し町道内沢線との交点に至り、同町道を南東に進み白岩岳に至る歩道に至り、同歩道を東進し白岩岳山頂に至り、山頂から仙北郡角館町と同郡太田町との境界を南西に進み同郡角館町と同郡中仙町の境界との交点に至り、同境界を西進し奥羽山麓大規模農道との交点に至り、同農道を北西に進み町道寺後入角線との交点に至り、同町道を北西に進み町道町後前郷線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>オソ沢休猟区</p>	<p>仙北郡協和町船岡地内の淀川と町道遅沢線との交点を起点とし、同町道を北東に進み協和町と河辺郡河辺町との境界との交点に至り、同境界を東進し協和町と仙北郡西木村との境界との交点に至り、同境界を南進し協和町と同郡角館町との境界との交点に至り、同境界を南進し朝日又沢との交点に至り、同沢を北西に進み国有林道朝日又線に至り、同県道を北西に進み県道唐松宇津野線に至り、同県道を北西に進み林道荒木沢線との交点に至り、同林道を北進し荒木沢との交点に至り、同沢を南西に進み同県道との交点に至り、同県道を西進し同川との交点に至り、同川を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>瀧野休猟区</p>	<p>仙北郡西木村内の村道長戸呂線と国道百五号線との交点を起点とし、同国道を南進し村道小山寺下田線との交点に至り、同村道を北進し村道長戸呂線に至り、同村道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>戸波休猟区</p>	<p>平鹿郡増田町羽場地内の県道川連増田平鹿線と同町と雄勝郡稲川町との境界との交点を起点とし、同境界を西進し平鹿郡増田町と湯沢市と雄勝郡稲川町との境界に至り、同境界を北西に進み平鹿郡増田町と湯沢市と平鹿郡十文字町との境界に至り、同境界を北東に進み国道三百四十二号線との交点に至り、同国道を南東に進み同県道との交点に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>

<p>の区域</p>	<p>白木峠休獵区 平鹿郡山内村小松川地内の国道百七号線と林道草倉線との交点を起点とし、同林道を北東に進み終点で草倉沢に至り、同沢を東進し秋田県と岩手県との境界との交点に至り、同境界を南進し同国道との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
<p>松ヶ沢休獵区 雄勝郡東成瀬村岩井川字着沢地内の林道着沢線と国道三百四十二号との交点を起点とし、同国道を東進し成瀬川との交点に至り、同河川を東進し村道真戸椿台線との交点に至り、同村道を南進し同国道との交点に至り、同国道を南進し林道狙半内上沼線との交点に至り、同林道を南西に進み沼ノ上鳥獣保護区との境界に至り、同境界を西進し平鹿郡増田町との境界に至り、同境界を北進し林道着沢線との交点に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	
<p>小沢休獵区 雄勝郡雄勝町下院内字大平山地内の槻沢鳥獣保護区との境界と町道槻沢線との交点を起点とし、同町道を南東に進み町道沢堰ノ口線との交点に至り、同町道を南東に進み赤平田川との交点に至り、同川を南東に進み同川の終点に至り、同終点から森林計画図雄勝町七十六林班界及び七十七林班界を南西に進み山形県最上郡金山町との境界に至り、同境界を西進し国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区八十九林班界に至り、同林班界を北進し同事業区七十一林班界に至り、同林班界を北東に進み同鳥獣保護区との境界に至り、同境界を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>	

<p>大黒森山休獵区 雄勝郡羽後町飯沢字十二林地内の町道上台線と町道十二林線との交点を起点とし、同町道を南東に進み森林計画図羽後町二十九林班界に至り、同林班界を東進し森林計画図羽後町二十八林班界に至り、同林班界を南東に進み林道飯沢線に至り、同林道を南東に進み国有林秋田森林管理署湯沢支署事業区八十五林班界に至り、同林班界を南東に進み湯沢市との境界に至り、同境界を南進し雄勝町との境界に至り、同境界を南進し林道登川山ノ田線との交点に至り、同林道を北西に進み町道赤沢口岩台線に至り、同町道を北進し町道上台線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成十九年十月三十一日まで</p>
--	----------------------------------

秋田県告示第八百六十号  
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	区 域	存 続 期 間
<p>二ツ山銃猟禁止区域</p>	<p>大館市餅田地内の二ツ山公園管理道と米代川森林計画区四十九林班六十九小班界との交点を起点とし、同管理道を西進し同林班の林班界との交点に至り、同林班界を東進し同林班七十三小班的班界に至り、同小班界を北西に進み同林班六十九小班界及び七十小班界を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>
<p>南陣場袋銃</p>	<p>北秋田郡鷹巣町南陣場袋地内の国道百五号</p>	<p>平成十六年十一月</p>

<p>天王銃猟禁止区域</p>	<p>大清水大郷 森銃猟禁止区域</p>	<p>男鹿総合運動公園銃猟禁止区域</p>	<p>猟禁止区域</p>
<p>南秋田郡天王町天王字棒沼台地内の東日本旅客鉄道株式会社男鹿線と国道百一号线との</p>	<p>南秋田郡昭和町大久保字北野街道下地内の稻荷神社を起点とし、町道大郷守下村線に向かう歩道を東進し同町道との交点に至り、同町道を南進し町道八丁目大郷守線との交点に至り、同町道を東進し国道七号線との交点に至り、同国道を南進し同郡天王町、昭和町との境界との交点に至り、同境界を西進し、及び北進し町道大清水出水道線との交点に至り、同町道を東進し町道大清水国道樹園地線に至り、同町道を東進し東日本旅客鉄道株式会社奥羽線との交点に至り、同線を北進し町道大清水下谷地線との交点に至り、同町道を北進し町道大郷守上樹園地線との交点に至り、同町道を南進し町道大郷守特養南線との交点に至り、同町道を北進し同町道との交点に至り、同町道を北東に進み南部児童館を経て民有林と畑地との境界の車道へ至り、同車道を東進し町道大清水下谷地線との交点に至り、同町道を南進し起点へ通じる道路との交点に至り、同道路を北東に進み、及び東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>男鹿市船川港比詰地内の男鹿総合運動公園の区域</p>	<p>線と町道高森岱線との交点を起点とし、同町道を南東に進み町道小森摩当線に至り、同町道を南東に進み町道藤株焼却場線に至り、同町道を南西に進み同国道に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十六年十一月一日から平成二十</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>

<p>黒川銃猟禁止区域</p>	<p>健康の森銃猟禁止区域</p>	<p>下浜筑紫森銃猟禁止区域</p>	<p></p>
<p>由利郡金浦町黒川地内の町道大谷地金田線と町道黒川小出線との交点を起点とし、同町道を南東に進み町道八二一―一―号線との交点に至り、同町道を南進し町道〇三三八号百目木線との交点に至り、同町道を南進し県道小出金浦線との交点に至り、同県道を西進し町道六日市山ノ田線との交点に至り、同町道を北</p>	<p>秋田市下浜名ヶ沢字小西ヶ沢地内の健康の森入口を起点とし、林縁沿いに一・二キロメートル北進し沢に至り、同沢を南西に進み稜線に至り、同稜線を南西に進み健康の森管理道との交点に至り、同管理道を約百メートル南東に進み同市下浜名ヶ沢字蒲田の溜池へ通じる沢との交点に至り、同沢を南東に進み同溜池に至り、同溜池から峰越しの隣の沢を南西に進み同管理道に至り、同管理道を南進し林道青長根線との交点に至り同林道を約五十メートル西進し稜線との交点に至り、同稜線を北進し下ヶ沢上溜池へ通じる沢に至り、同沢を北西に進み溜池管理道に至り、同管理道を北西に進み市道下ヶ沢線に至り、同市道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>秋田市下浜羽川字岩城地内の市道下川原御橋線と鮎川との交点を起点とし、同川左岸を東進し市道下川原御橋線（筑紫森の散策道）との交点に至り、同市道を西進し、及び南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>交点を起点とし、同国道を南進し、及び西進し船越水道天王町側汀線に至り、同汀線を北上し東日本旅客鉄道株式会社男鹿線との交点に至り、同線を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>
<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>	<p>平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p>

進し町道大谷地金田線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

秋田県告示第八百六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定し、平成十六年十一月一日から施行する。

鉛散弾規制地域の設定(平成十二年秋田県告示第六百九十一号)は、平成十六年十月三十一日限り廃止する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名称	区 域	存続期間	保護に関する指針
山瀬ダム 指定猟法 禁止区域	北秋田郡田代町岩瀬地内の山瀬ダム湖のうち内町沢鳥獣保護区を除く一円の区域	平成十六年十一月一日から期限なし	鉛成分を含む物質で作られているライフル弾及び散弾を使用する猟法

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄